

○学術院運営委員会等が審議する教育に関する重要事項等について

〔平成27年3月26日〕
学 長 決 定
改正 令和 元年12月26日
令和 2年 3月26日

(趣旨)

第1条 この決定は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第93条第2項並びに第3項及び国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第38条第8項、第44条第6項及び第46条の2の2第6項の規定に基づき、学術院運営委員会、学群運営委員会、専門学群教育会議及び総合学域群運営委員会（以下「運営委員会等」という。）が審議する教育に関する重要事項等について定めるものとする。

(法第93条第2項関連)

第2条 運営委員会等（総合学域群運営委員会を除く。）は、学長が決定を行うに当たり意見を述べる事項として、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 学生の転学、退学及び除籍
- (4) その他意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

第2条の2 総合学域群運営委員会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べる事項として、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の転学、退学及び除籍
- (2) その他意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

(法第93条第3項関連)

第3条 運営委員会等は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学長、学術院長、学群長及び総合学域群長（次号において「学長等」という。）がつかさどる教育に関する事項
- (2) その他学長等が意見を求める事項

附 記

この決定は、平成27年4月1日から実施する。

附 記（令元. 12. 26）

(施行期日)

第1条 この決定は、令和2年4月1日から実施する。

(経過措置)

第2条 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則
(令和元年法人規則第15号) 附則第3条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科及び当該研究科の研究科長に係る第1条及び第3条第1号の規定の適用については、この決定による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 記 (令2. 3. 26)

この決定は、令和2年4月1日から実施する。